

町民の皆さんが主体となり 実施する事業を 「まちづくり助成事業」 で応援します。

令和3年度は、2つの事業に対し、
その事業費の一部を助成しました。

●白鷹町出稼ぎの記録映画制作事業（歴史・文化事業）

高度経済成長期の昭和40年代には白鷹町からも
2000人を超えていた出稼ぎ労働者の実態を後世に伝
えていくため、また、現代における海外からの労働者
について考える機会として、当時の関係者への取材を
通し記録映画を制作。

- 実施団体 白鷹町出稼ぎの記録映画制作委員会
委員長 菊地 富夫
- 認定事業費 1,129,131円
- 助成額 500,000円

●琴平公園イルミネーション2021事業 （地域づくり事業）

コロナ禍の閉塞感を軽減し地域住民の交流拠点づく
りを目的に令和2年度に実施した当事業を継続して実
施。今後も住民参加型の地域のイベントとして地域活
性化につなげていく。

- 実施団体 出来町公民館
館長 栗原 一執
- 認定事業費 398,236円
- 助成額 199,000円



▲出来町公民館が実施の琴平公園イルミネーション2021事業。
地域住民の交流拠点となる琴平公園がイルミネーションで装飾
された。



二藤部洋代表取締役より佐藤町長に
寄附金が手渡されました。（4月15日）

町への寄附に感謝

この度、株式会社 おーばん（二藤部洋代表取締役）様より寄附をいただきました。
いただいた寄附金につきましては、白鷹町発展のため、さまざまな事業に活用させていただきます。
この度は誠にありがとうございます。

白鷹町まちづくり助成事業

—まちづくり事業に助成を希望する
団体を募集します—

白鷹町まちづくり助成事業は、地域や集落、または町民の自主的な団体などのまちづくり団体が、地域の活性化や住み良いまちをつくることを目的とした自主的で計画的な活動などを応援する事業です。

助成の対象とする事業

①地域づくり事業

コミュニティ施設などの整備、地域特性を活かした施設などの整備、地域の景観形成など

②生涯学習事業

講演会、講習会、研修会の開催、芸術文化活動など

③歴史・文化事業

歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承など

④イベント・交流拡大事業

大会、まつり、シンポジウム、都市交流など

⑤チャレンジ事業

NPO・ボランティア団体の立ち上げ、特産物の開発など

⑥環境保全・地球温暖化対策事業

ごみ減量化や省エネルギーの取り組み、自然エネルギーの研究、ビオトープ整備、水質浄化活動など

⑦まちづくり団体直営事業

まちづくり団体の構成員がコミュニ

ティ施設などの維持管理作業などを直接行う際に必要な原材料費などの支給

⑧同窓会事業（詳細はお問い合わせください。）

⑨その他、町長が必要と認めた事業

▼助成する額

①～⑥、⑨は10万円以上の事業で、事業費の50%以内の額とします。ただし、助成限度額は50万円です。

⑦は原材料費などの80%以内の額で、限度額は10万円とします。なお、

①～⑥、⑨の中には一部⑦の内容が複合しているようなときは、⑦の費用に関して80%の額を助成します。ただし、限度額は50万円です。

▼対象とする期間

原則として単年度事業とし、年度末まで完了する事業を対象とします。

助成金交付までの流れ

(1)協議書の提出

実施事業への助成を希望する団体には、事前に協議書を提出いただきます。事業計画書、収支予算書及び事業費の内訳がわかる見積書を提出ください。任意団体の場合は団体の規約またはそ

れに類するものもあわせて提出ください。事業開始まで余裕を持って協議いただくようお願いいたします。

(2)助成事業の採択

提出いただいた協議書に基づき、役場内に設置する「白鷹町まちづくり助成事業選定委員会」で審査し、事業の採択と助成額を内示します。

(3)助成金の申請及び交付決定

内示により申請書を提出し、助成金交付の決定後に事業を開始してください。

(4)実績報告書の提出

事業完了後に実績報告書及び事業成績書、収支精算書を提出いただきます。事業の実施状況がわかる写真を添付してください。なお、事業の実施状況により事業費や事業内容が変わる場合は「事業計画変更承認申請書」を提出いただきますのでご相談ください。

(5)助成金の交付

実績報告により助成金の交付額を確定し、助成金を交付します。
※事業に必要な場合は、実施期間中の概算払も可能ですのでご相談ください。